

沖縄市交通拠点まちづくりに関する住民等意向調査業務
概要仕様書

令和7年7月

沖縄市 建設部 都市整備室 都市交通担当

1. 業務名称

沖縄市交通拠点まちづくりに関する住民等意向調査業務

2. 業務目的

現在、本市では、まちづくりと連携した交通結節点の実現に向けて、胡屋・中央地区を中心とした交通拠点のまちづくりに取り組んでいる。国道 330 号には路線バス系統が集中しており、基幹バスシステムの導入が推進されるとともに、地区周辺には沖縄サントリーアリーナや沖縄こどもの国などの誘客施設が存在している。また、当該地区の商店街は、飲食店を中心に新規出店も見られ、賑わいが充実しつつある。

一方で、バス運転手不足などによる減便が相次ぎ、本地区における最終便が早まるなど都市間移動の利便性が低下している現状がある。

また、胡屋・中央地区と誘客施設を回遊する交通手段に乏しく、本市循環バスやイベント開催時のシャトルバスなどに限られるなど、地区内交通の充実が課題である。

本業務では、国が主導する「沖縄交通リ・デザイン」等の考えをふまえつつ「沖縄市交通拠点まちづくり基本計画」や「沖縄市地域公共交通計画」への反映を視野に、ライフスタイルに合わせた交通行動の変容及び持続可能な交通環境に向けた取組として、パブリックインボルブメント（以下「PI」という。）を実施する。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 17 日（火）まで

4. 対象範囲

沖縄市内

5. 業務内容

（1）計画準備

業務実施にあたり、実施体制や実施手法、実施工程などについて計画を作成し、初回打合せ時に提出する。

（2）PI の実施計画

実施手法やスケジュール等を検討するとともに PI に必要な資料作成、ヒヤリングエリアの選定など PI 実施前の検討・準備に係る必要な支援を行う。

(3) PI の実施

「(2) P I の実施計画」に沿って、胡屋・中央地区への市内外からの来訪・周辺施設や仕事帰りに立寄られる方々などを対象に、それぞれのライフスタイルや交通環境などについてヒヤリングや意見交換などを実施する。なお、意見を伺うにあたり別添の「方面別ルート（案）」や胡屋・中央地区バスターミナルを中心とした回遊イメージも参考に地区間及び地区内の公共交通サービスについて意見を聞くものとする。

(4) PI 結果分析等

PI で得られた意見から、今後策定を予定している「沖縄市地域公共交通計画」や「沖縄市交通拠点まちづくり基本計画」への反映もふまえ、利用者が望む都市間及び地区内の公共交通サービスについて取りまとめる。

(5) 報告書作成

「4. PI 結果分析等」から実装に向けた「社会実験実施計画」（案）を作成する。

(6) 打合せ協議

本業務委託の履行にあたり、打合せ協議を2回実施するものとする。

6. 成果品

- | | | | |
|-----|----------------------|------------|-----|
| (1) | 報告書 | A4 ドッチファイル | 1 式 |
| (2) | 上記の電子データ（PDF、Word 等） | | 1 式 |

7. 留意事項

- (1) 本業務は、関係機関等と連携を要するため、受注者は臨機応変に対応できる実施体制を整え、業務に望むものとする。
- (2) 受注者は、関係官公庁やその他の関係者への照会・聴取等の情報収集を行うときは、原則として事前に市の承諾を得なければならない。
- (3) 本仕様書に定める事項について、不明あるいは疑義の生じた場合は、速やかに市担当者と協議して、その指示によること。
- (4) 本業務で製作された成果品の著作権は発注者に帰属するものとする。
- (5) 受注者は、本業務の履行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

- (6) 受注者は、本業務の履行により知り得た情報を写真、複写、写しの作成などの複製行為を行ってはならないものとし、受注者の善良なる管理者としての注意義務の下に管理し、第三者に閲覧させ、もしくは開示してはならない。
- (7) 本業務実施にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう留意すると共に、第三者が著作権を有する製作物を使用する時は、事前に発注者と協議の上、関係法令に定められた手続きを行うこと。
- (8) 本業務は沖縄県土木建設部の「土木設計業務等共通仕様書」に基づき、実施する。
- (9) 本業務の実施にあたっては、沖縄市契約規則を遵守するものとする。
- (10) 上記のほか、業務上の疑義については、双方で協議のうえ、決定する。